

### 債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
一時保育事業 利用者負担金	子ども教育部 子育て支援課	1人 (2件)	750円	平成23年度に発生し、令和3年度に時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和5年2月10日に債権放棄した。